平成２５年（フ）第１６８号
青森県むつ市大字奥内字金谷沢１番地330
破産者　鍋谷　弘子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
青森県十和田市東二十一番町19番６号
破産者　蛯名るり子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区字北丑沢35番地１　ハイツＫ１号室、破産手続開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻19番地２
破産者　佐々木正剛
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４５６号
仙台市若林区荒井字高屋敷６番地の１　コーポ堀江102
破産者　森　　喜一
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
福島県郡山市田村町正直字天井田35番地の468
破産者　柳沼　芳弘
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１５９６号
神奈川県茅ヶ崎市元町19番12―405号　パークリッジ湘南茅ヶ崎、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市幸町20番18号
破産者　岡崎惠美子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５３号
横浜市緑区中山町687番地15　パールグレーＫ２―103号
破産者　土屋　昭彦
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３６号
横浜市青葉区荏田町323番地２　グレンハイツあざみ野303
破産者　重江　康夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１号
金沢市片町１丁目５番26号　アパ片町Ｎｏ．１ビル２階201号室、住民票上の住所石川県白山市道法寺町へ７番地３
破産者　児玉　啓吾
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６３号
金沢市新神田１丁目10番91号　新神田団地２棟207号
破産者　田中　智子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
長野県松本市平田東１丁目17番９号
破産者　関　　貴
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２１号
静岡県富士市北松野496番地の１
破産者　桐山　次郎
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３８号
静岡県浜松市中区龍禅寺町567番地の２、開始決定時の住所静岡県浜松市南区三島町806番地の５
破産者　田島　利晃
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目17番18号
破産者　古橋　　楓
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目17番18号
破産者　古橋　　力
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
静岡県浜松市南区飯田町534番地　サンハイツＫ＆Ｋ201号、前住所静岡県袋井市川井387番地の１　ヴィルヌーブ101号室
破産者　土屋　純也
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
沖縄県那覇市壺屋２丁目18番１号、開始決定時の住所沖縄県那覇市三原２丁目33番１号
破産者　知念　清美
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２８号
東京都練馬区氷川台４丁目36番10号　クロスハイツＡ201佐藤方、開始決定時の住所沖縄県糸満市字賀数153番地の４
破産者　砂川　真保
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部